

第1 審議会の結論

審査請求人による令和5年9月13日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年9月25日付けで行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当するとして実施機関が不開示とした、精神保健調査票に記載のある、通報場所に関する情報は開示すべきであり、その余の部分については、実施機関の判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は実施機関に対し、法第77条第1項の規定により、令和〇年に審査請求人が警察官に保護されたことを受けて保健所職員及び医師が作成した文書（以下「本件保有個人情報」という。）を求める本件開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は審査請求人に対し、本件保有個人情報について、法第78条第1項第2号、第3号ロ及び第7項に該当する情報を不開示とした上で、本件処分を行い、保有個人情報部分開示決定通知書により通知した。

3 審査請求

審査請求人は本件処分の取消を求め、令和5年10月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、法第78条第2号及び第3号等に該当するとして本件保有個人情報のほぼすべての箇所を不開示としている。

しかしながら、不開示部分を開示しても、保健所や警察署等との信頼関係の構築が困難になることや、保護対象者の健康が害されるような法が規定する弊害は生じない。

- (2) 実施機関の職員の氏名が不開示とされているが、職員の氏名は一般に知ることができる情報であるため、不開示とする必要がない。
- (3) 開示された本件保有個人情報の一部の文字が小さく、判別できない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条の規定に基づく警察官の通報を受け、

同法第27条及び第29条第1項の規定に基づき、被通報者の措置入院の要否を判断した際に作成される情報である。

措置入院に関する事務は、その性質上、関係各機関との情報の共有及び提供が短期間のうちに行われる必要があり、被通報者に関する情報を緊急かつ正確、詳細に入手する必要がある。

(2) 法第78条第1項第2号の該当性について

本件保有個人情報には、実施機関の職員、保護の任に当たっている者、警察に連絡した者及び精神保健指定医（以下「指定医」という。）等に関する情報が含まれる。

これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であるため、法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした。

(3) 法第78条第1項第3号口の該当性について

本件保有個人情報には、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で関係者から任意に提供された情報が含まれる。

この情報は、措置入院に関する事務の通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるため、法第78条第1項第3号口に該当するとして不開示とした。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

本件保有個人情報には、審査請求人の病名等に関する情報が含まれており、これらの情報は、審査請求人の認識と異なる又は異なる可能性が高い情報である。

これらを開示した場合、審査請求人と関係機関との信頼関係の構築が困難になる可能性があり、実施機関において審査請求人に対して行うべき相談業務等の適切な遂行ができなくなるおそれがある。

また、当該情報の提供者との信頼関係も損なわれ、今後同種の事案が発生した場合において、関係者が被通報者に関する個別具体的な情報の提供を避けるようになり、情報の不足により、措置入院に関する適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした。

第5 審議の経過

当審議会では本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年12月12日	諮問を受けた。
令和6年 1月26日	諮問の審議を行った。
令和6年 7月 4日	諮問の審議を行った。
令和7年 1月15日	諮問の審議を行った。
令和7年 3月12日	諮問の審議を行った。

第6 審議会の判断理由等

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、精神保健福祉法第23条の規定による警察官通報に基づき、実施機関及び指定医が調査・診察の上で精神保健福祉法第29条第1項における措置入院の要否を判断した際に作成された、審査請求人に関する情報である。

精神保健福祉法第29条第1項における措置入院とは、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれのある者（以下「本人」という。）を、都道府県知事が本人の意思にかかわらず指定病院に入院させる制度である。

まず、精神保健福祉法第23条では、警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自傷他害のおそれがあると認められる者を発見した場合、最寄りの保健所長に通報しなければならない旨規定されている。

また、精神保健福祉法第27条では、都道府県知事は通報等のあった者について調査の上、必要があると認めるときは、指定医に診察をさせなければならない旨規定されており、当該人物の保護の任に当たっている者がいる場合には、精神保健福祉法第28条の規定により、事前に診察の日時及び場所を通知することとされている。

本件保有個人情報においては、精神保健福祉法による諸手続の際に、精神保健調査票（以下「文書1」という。）、診察通知書（以下「文書2」という。）、診察依頼書（以下「文書3」という。）、措置入院に関する診断書（以下「文書4」という。）、指定医による診察結果（以下「文書5」という。）及び措置入院に関する診断書等の送付文（以下「文書6」という。）が作成されたと認められる。

2 本件処分について

当審議会は本件処分について、インカメラ審理（処分庁の行った開示・不開示の判断の妥当性について迅速かつ適正に判断するために、審議会の委員が当該処分に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこと。）により調査し、実施機関の出席を求めて不開示理由の説明を聴取した上で審議した結果を踏まえ、以下のように判断する。

(1) 不開示理由の変更について

実施機関は、本件処分の通知書及び弁明書において法第78条第1号第3号ロに該当するとして不開示とした情報について、令和6年1月16日の審議会における説明の際に当該情報の不開示理由の根拠条項を法第78条第1項第7号へ変更した。

不開示とした部分については、行政手続法（平成5年法第88号）第8条の規定に基づく理由提示の義務があり、理由の提示は、当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該処分を受けた開示請求者が当該処分を不服として審査請求の提起による救済を求める場合にその便宜を図るためのものである。

そのため、開示請求者において、法第78条各号に規定する不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、審査請求が行われた後に実施機関が不開示理由を変更することは、保有個人情報公開制度の運用上、必ずしも適切ではない。

しかし、最高裁判所平成8年（行ツ）第236号同11年11月19日判決が示すように、本件処分の通知書に記載された不開示理由以外の主張が認められないものではないため、当審議会は、実施機関が変更を行った不開示理由についても審議を行った。

(2) 法第78条第1項第2号の該当性について

法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の第三者に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれる可能性のあるものは不開示とされるものであるが、ただし書において、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報や公務員等の職及び職務の遂行に係る情報は例外として開示することとされている。

実施機関は本号を根拠として、文書1及び文書3から文書6までに記載のある、実施機関の職員及び精神保健指定医の情報、文書1及び文書2に記載のある、保護の任に当たっ

ている者の情報、文書1に記載のある、これら以外の審査請求人以外の第三者に関する情報を不開示とした。

ア 実施機関の職員に関する情報について

当該情報は実施機関の職員の氏名である。開示請求者以外の第三者に関する情報のうち、当該個人が公務員等であって、当該情報が、公務員がその担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報である場合、公務員等の職及び職務の遂行に関する情報については、法第78条第1項第2号ハにより不開示とはならないとされている。

また、公務員の氏名については、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）第8条の規定により不開示とはならないとされている。

しかしながら、条例では当該公務員が担当する職務内容等により、当該公務員等の氏名を開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすなど、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれが認められる場合には不開示となるとされている。

精神保健福祉法における措置入院は、本人に自傷他害のおそれがある場合に、本人の意思にかかわらず入院させる制度であり、当該職務の性質上、その過程に携わった職員の名前を開示すると、職員に対する本人からの苦情の申し立て等により、職員個人の私生活に影響を及ぼすなど、個人の権利利益を不当に害するおそれがあると判断できる。

よって、実施機関が主張する法第78条第1項第2号ではないものの、条例第8条に該当しないと認められるため、実施機関の職員の氏名を不開示とした実施機関の判断は結果として妥当である。

イ 指定医に関する情報について

当該情報は、指定医の印影、署名及び氏名に関する情報である。指定医は、都道府県知事から指定され、公務員として措置入院の要否判定等を行うため、指定医の事務遂行に関する情報は、公務員における職務に関する情報であると認められる。

そのため、上記アと同様に、当該職務の性質上、本人が指定医に不信、不満を抱き、指定医個人の私生活に影響を及ぼす行為がなされるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるため、指定医の印影及び署名については法第78条第1項第2号に該当せず、指定医の氏名については実施機関が主張していない、条例第8条に該当しないと認められるため、指定医に関する情報を不開示とした実施機関の判断は結果として妥当である。

ウ 保護の任に当たっている者に関する情報について

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号ただし書のいずれにも該当しない情報であることから、実施機関の判断は妥当である。

エ 審査請求人以外に関する情報について

当該情報は、アからウを除く審査請求人以外の情報であった。

実施機関は、これらの情報のうち警察への通報が行われた場所に関する情報を、通報した者の個人に関する情報であると判断し、法第78条第1項第2号に該当するとして不開示としていた。

しかしながら、当該情報のみ又は当該情報と一般に入手可能な情報との照合を行ったとしても、審査請求人以外の特定の個人を識別することは不可能である。

よって、警察への通報が行われた場所に関する情報については、法第78条第1項第2号に該当せず開示すべきであり、それ以外の部分は実施機関の判断は妥当である。

(3) 法第78条第1項第7号の該当性について

法第78条第1項第7号は、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示とすることとされている。

実施機関は、文書1の精神障害の病歴、家族の状況及びその他の欄については、実施機関が審査請求人以外の関係者等からの聴取により取得した情報であるとして、文書4の病名、重大な問題行動、診察時の特記事項の欄については、指定医による診察結果に関する情報であるとして、それぞれ本号を根拠として不開示とした。

ア 実施機関が審査請求人以外の関係者等からの聴取により取得した情報について

当該情報は、情報提供者の識別はできないものの、審査請求人以外の関係者から聴取した、審査請求人に関する情報であった。

措置入院に係る精神保健調査票を用いた事前調査では、本人及び関係者からの聴取により情報を収集しており、特に本人以外の関係者からは、本人には知られないことを前提に情報収集の協力を得ている。

これらの情報が開示されることになった場合、関係者から聴取への協力が得られなくなる可能性や、情報の内容に不満を抱いた本人が、情報提供者を推測し苦情を申し立てる等、本人と情報提供者との間に軋轢が生じることで、措置入院に係る事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、審査請求人以外の関係者等から聴取した情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 指定医による診察結果に関する情報について

当該情報は、指定医が審査請求人を診察し、措置入院の可否を判断した結果の内容であった。

精神保健福祉法における措置入院は、本人に自傷他害のおそれがある場合に、本人の意思にかかわらず入院させる制度であり、指定医には、精神保健福祉法第28条の2の規定による厚生労働大臣の定める基準（昭和63年厚生省告示第125号）に基づき、慎重な判断をすることが求められる。

これらの情報が開示されることを前提とした場合、指定医は診断結果に不信、不満を抱いた本人から苦情の申し立てが生じるおそれを考慮し、本人の意向に沿った事実と異なる内容を記載したり、記載内容を簡略化したりすることで、正確性が求められる措置入院の可否の判断に影響を及ぼすおそれが認められる。

よって、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 その他

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記1及び2において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

当審議会は、以下のとおり付言する。

(1) 理由の付記について

不開示とした部分については、行政手続法第8条の規定に基づく理由提示の義務があり、開示請求者において、開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、法第78条各号のどれに該当するのかを不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある。

本件処分のお知らせの「不開示とした理由とその部分」の欄において、実施機関は不開示部分を「文書に記載のあるあなた以外の特定の個人に係る部分」、「任意に提供された情報に係る部分」及び「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分」と記載し、不開示理由には該当する根拠条項の番号のみを記載していた。

また、実施機関は審査請求が行われた後の審議会における説明の際に不開示理由の変更を行った。

このような記載及び手続では、審査請求人において、不開示とした情報が開示されることによって、保有個人情報の種類、性質等から、精神保健福祉法上の措置入院に関する実施機関の事務にどのような影響を及ぼすおそれがあるのか、了知できるものとは認められず、理由の付記としては不適切である。

これについては、今後適切に運用するよう要望するものである。

(2) 開示の実施手続について

審査請求人は審査請求書において、開示された本件保有個人情報の一部について判読できるようなものではないと主張している。

そこで、当審議会において本件保有個人情報原本と審査請求人に開示されたものと同様の複写物を比較したところ、当該部分について原本では判読できた一方で、複写物については確かに判読が不可能だった。

そのため、本件保有個人情報を複写したことにより、当該部分が不鮮明になったのであれば、実施機関においては、審査請求人が当該部分を判読できるよう、適切に開示を実施すべきである。